

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、生活保護における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和5年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>都道府県知事及び市長等は生活保護法(以下「保護法」という。)に基づき、保護の決定、実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の決定等(以下「保護等の決定実施」という。)を行うものとされており、決定、実施の事務を行う機関を保護の実施機関、支給の決定等の事務を行う機関を支給機関(以下「実施機関等」という。)という。横浜市においては、実施機関等は各区の福祉保健センター長となる。</p> <p>生活保護は、保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)の申請によって行われることを原則とし、保護の決定にあたっては資産、収入、能力その他あらゆるものを生活維持のために活用することが要件とされ、扶養義務者の援助や他の法令による給付は保護に優先して行われる(保護法第4条)。要保護者から申請を受けた実施機関等は、要保護者の自宅を訪問して生活状況を確認するほか、金融機関や官公署等(以下「関係機関」という。)へ必要な調査を行ったうえで、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、通知する(保護法第24条及び29条)。なお、要保護者が急迫した状況にあり、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合は、資力を活用できる状態になった時点で、先に受給した保護費を返還しなければならない(保護法第63条)。</p> <p>保護を受けている者(以下「被保護者」という。)は、生活の維持及び向上に努めなければならない(保護法第60条)。また生活状況や収入等に変動があった場合は実施機関等へ届出を行う義務があり、これを怠ったり失念した場合等で不正に生活保護を受給した場合は、実施機関等は被保護者へ正しい届出を指導するとともに、関係機関へ必要な調査を行ったうえで、不正に受給した費用について徴収決定を行い、通知する(保護法第78条)。</p> <p>なお、被保護者が安定した職業に就いたことで保護を必要としなくなった場合は、実施機関等はその者の保護を廃止するとともに、就労自立給付金を支給する(保護法第55条の4)。</p> <p>また、実施機関等は被保護者であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、進学準備給付金を支給する(保護法第55条の5)。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 ○保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還並びに徴収に関する事務 当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。 ○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別
③システムの名称	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条別表(23項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第2号。以下「番号法第十九条第八項主務省令」という。)第2条の表 (13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、128、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172) (第15条第1号及び第2号、第16条第1号及び第3号から第4号、第20条第1号から第2号及び第4号、第22条第1号から第4号及び第6号及び第8号、第30条第3号、第39条第3号、第42条第1号、第44条、第45条、第50条第9号及び第11号及び第14号及び第17号及び第22号から第23号、第51条第2号及び第9号から第10号及び第12号から第14号、第55条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第61条第2号、第65条第1号、第71条第10号、第76条第1号、第77条第3号、第78条第1号及び第2号、第88条第1号及び第2号、第89条第2号、第91条第2号、第98条第2号、第110条第3号、第127条、第134条第12号から第14号及び第16号及び第26号から第27号及び第29号及び第31号から第41号及び第44号から第48号、第143条第1号から第2号及び第4号、第146条第1号及び第6号から第7号及び第9号から第11号、第153条、第157条第1号から第7号、第160条第1号から第2号、第163条、第164条、第169条、第170条、第171条第1号、第172条第1号、第173条、第174条) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号第2条の表23の項 番号法第十九条第八項主務省令 第44条各号
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所</p>
--	---

<p>請求先</p>	<p>区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL045-671-2404</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識・分析し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じているため	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	(追加)	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について他の医療保険者等と共同して「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託して行う。また、支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ③システム名称	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	<p>I 関連情報</p> <p>4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)(第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から第7号、第20条第4号から第5号及び第7号から第8号及び第10号から第11号、第21条第1号及び第5号から第6号及び第8号から第10号、第22条第2号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第2号から第23号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第58条第1号、第59条の2の2第1号から第11号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)(第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から第6号、第20条第9号及び第11号、第14号及び第17号、第21号から第22号、第21条第2号及び第10号から第11号、第13号から第15号、第22条第2号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第12号から第14号及び第16号、第26号から第27号及び第29号、第31号から第41号及び第44号から第48号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第58条第1号から2号、第59条の2の2第1号から5号、7号から12号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和5年1月1日時点		
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和5年1月1日時点		
令和7年3月11日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条別表第一(15項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号 ・番号法附則第6条第4項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条別表(23項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月11日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)(第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から第6号、第20条第9号及び第11号、第14号及び第17号、第21号から第22号、第21条第2号及び第10号から第11号、第13号から第15号、第22条第2号か6号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第12号から第14号及び第16号、第26号から第27号及び第29号、第31号から第41号及び第44号から第48号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第58条第1,2号、第59条の2の2第1号から5号、7号から12号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第2号。以下「番号法第十九条第八項主務省令」という。)第2条の表(13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、128、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172) (第15条第1号及び第2号、第16条第1号及び第3号から第4号、第20条第1号から第2号及び第4号、第22条第1号から第4号及び第6号及び第8号、第30条第3号、第39条第3号、第42条第1号、第44条、第45条、第50条第9号及び第11号及び第14号及び第17号及び第22号から第23号、第51条第2号及び第9号から第10号及び第12号から第14号、第55条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第61条第2号、第65条第1号、第71条第10号、第76条第1号、第77条第3号、第78条第1号及び第2号、第88条第1号及び第2号、第89条第2号、第91条第2号、第98条第2号、第110条第3号、第127条、第134条第12号から第14号及び第16号及び第26号から第27号及び第29号及び第31号から第41号及び第44号から第48号、第143条第1号から第2号及び第4号、第146条第1号及び第6号から第7号及び第9号から第11号、第153条、第157条第1号から第7号、第160条第1号から第2号、第163条、第164条、第169条、第170条、第171条第1号、第172条第1号、第173条、第174条) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号第2条の表23の項 番号法第十九条第八項主務省令 第44条各号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月11日	IIしきい値判断項目 3.重大事故 過去1年以内に、評価実施機 関において特定個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない